

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性等検討委員会
(執筆担当：東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で平成17年12月から平成18年4月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は必ずホームページ等でご確認下さい。

1. 労働安全衛生法

1) 有害物ばく露作業報告制度の創設

厚生労働省令第1号(平成18年1月5日付官報)により、有害物ばく露作業報告制度が新たに設けられました。本報告制度は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことをねらいとしたものです。

その対象となる物質、報告期日等は厚生労働省告示第25号(平成18年2月16日付官報)により告示されました。

◆対象となる有害物

- イ. エピクロロヒドリン
- ロ. 塩化ベンジル
- ハ. 1,3-ブタジエン
- ニ. ホルムアルデヒド
- ホ. 硫酸ジエチル

※上記物質を重量の1%を超えて含有する製剤
その他の物も対象。

◆対象事業場及び報告期日

1年間に上記有害物を製造し、または取り扱った数量(製剤等の場合は、含有する対象物の数量)が500kg以上となる事業場は、安衛則第95条の6の規定による報告書の提出が必要となります。

なお、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間に係る報告書は本年8月31日までに、来年以降は6月30日までに提出しなければ

なりません。

【中央労働災害防止協会・安全衛生情報センター
ホームページ:

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-47/hor1-47-16-1-0.htm>】

2) 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

基発第0309003号 厚生労働省労働基準局長通達(平成18年3月9日付)により、以下に示す44品目の新規化学物質及び9品目の既存化学物質は、強度の変異原性が認められるため、指針に基づく措置を講ずるように周知されました。

◆変異原性が認められた新規化学物質

- ① 3-[N-[3-アセチルアミノ-4-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニル)ジアゼニル]フェニル]-N-(2-メトキシカルボニルエチル)アミノ}プロパン酸と3-[N-[3-アセチルアミノ-4-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニル)ジアゼニル]フェニル]-N-(2-メトキシカルボニルエチル)アミノ}プロパン酸メチルの混合物
- ② 2-アセチル-1-アミノ-4-[(4-メチルベンゼンスルホニル)アミノ]アントラキノンと硫酸との2-アセチル-1,4-ジアミノアントラキノンを主成分とする反応生成物
- ③ (2S,4S)-4-アセチルスルファニル-2-(N-スルファモイル-tert-ブトキシカルボキサミドメチル)ピロリジン-1-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ④ (2S,4S)-4-アセチルスルファニル-2-ヒドロキシメチルピロリジン-1-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ⑤ 2-(N-[5-アセトアミド-4-(2-クロロ-6-シア

- ノ-4-ニトロフェニル)ジアゼニル]-2-メトキシフェニル}-N-(メトキシカルボニルメチル)アミノ)プロパン酸メチル
- ⑥ アダマンタン-1-カルボニルクロリド
- ⑦ 1-アリル-3,5-ビス(2,3-エポキシプロパン-1-イル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン
- ⑧ 1-エチル-7-ニトロ-1,2,3,4-テトラヒドロキノリン
- ⑨ 1-エチル-5-ニトロ-1,2,3,4-テトラヒドロキノリンと1-エチル-7-ニトロ-1,2,3,4-テトラヒドロキノリンの混合物
- ⑩ (3R,4S)-4,5-エポキシペンタ-1-エン-3-オール
- ⑪ 2-オキソ-2H-シクロヘプタ[b]フラン-3-カルボン酸メチル
- ⑫ 2-クロロアクリル酸=3,3,4,4,5,5,6,6,6-ノナフルオロヘキシル
- ⑬ 1-クロロ-2,3-エポキシプロパン・1,4-ジヒドロアントラセン-9,10-ジオール重縮合物
- ⑭ 2-クロロ-4,6-ジニトロベンゼンジアゾニウム=トリオキソ硫酸水素塩と3'-ジアリルアミノ-4'-メトキシアセトアニリドとの2'-(2-クロロ-4,6-ジニトロフェニルジアゼニル)-5'-ジアリルアミノ-4'-メトキシアセトアニリドを主成分とする反応生成物
- ⑮ 2-クロロ-3-(ヒドロキシメチリデン)シクロヘキサ-1-エン-1-イルカルバルデヒド
- ⑯ 4-クロロメチル-2-メチルチアゾール=塩酸塩
- ⑰ 2-シアノ酢酸ペンチルと3-(6-メトキシベンゾチアゾール-2-イルイミノ)-2H-1,3-ジヒドロイソインドール-1-イミンとの2-シアノ-2-[3-(6-メトキシベンゾチアゾール-2-イルイミノ)-2H-1,3-ジヒドロイソインドール-1-イリデン]酢酸=ペンチルを主成分とする反応生成物
- ⑱ 3,3'-ジアミノビフェニル-4,4'-ジオール
- ⑲ 2-(2,4-ジアミノフェノキシ)エタノール=塩酸塩
- ⑳ ジビニルスルホン
- ㉑ ジブロモホルムアルデヒドオキシム
- ㉒ 1,2-ジメチルスピロ[3H-ベンゾ[g]インドール-3,1'-シクロヘキサ-1-イウム=ヘキサフルオロ-λ5-ホスファヌイド
- ㉓ 2,3,3,3-テトラフルオロ-2-[1,1,2,2-テトラフルオロ-2-(フルオロスルホニル)エトキシ]プロパノイル=フルオリド
- ㉔ トリフェニルスルホニウム=ペルフルオロブタン-1-スルホナート
- ㉕ 2,4,6-トリメチルベンゼンジアゾニウム=クロリド
- ㉖ 1,2,3-トリメチルベンゾ[e]インドール
- ㉗ p-トルエンスルホン酸=7-オキソシクロヘプタ-1,3,5-トリエン-1-イル
- ㉘ 1,4-ビス(2,3-エポキシプロポキシメチル)ベンゼン
- ㉙ 3,7-ビス(ジメチルアミノ)フェノチアジン-10-カルボン酸=トリイソプロピルシリル
- ㉚ (2S,4R)-2-ヒドロキシメチル-4-メチルスルホニルオキシピロリジン-1-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ㉛ (2S,4R)-4-ヒドロキシ-2-メトキシカルボニルピロリジン-1-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ㉜ N-[(1R,2S)-1-ビニル-2,3-エポキシプロピル]フタルイミド
- ㉝ (1S,3S,4R)-2-((1R)-1-フェニルエチル)-2-アザビシクロ[2.2.1]ヘプタ-5-エン-3-カルボン酸メチル
- ㉞ N-((1R)-1-フェニルエチル)イミノ酢酸メチル
- ㉟ 4-tert-ブチル-2-フルオロアニリン
- ㊱ 3-(4-tert-ブチル-2-フルオロフェニルイミノ)-2-メチルブタン酸エチル
- ㊲ 1-(4-ブトキシナフタレン-1-イル)テトラヒドロチオフェン-1-イウム=2-(ビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル)-1,1,2,2-テトラフルオロエタンスルホナート
- ㊳ 1-(4-ブトキシナフタレン-1-イル)テトラヒ

ドロチオフェン-1-イウム＝ペルフルオロブ
タン-1-スルホナート

③⑨ 7H-ベンゾイミダゾ [2,1-a] ベンゾ [d,e] イ
ソキノリン-7-オン

④⑩ ペンタ-2-エナール

④⑪ メタンスルホン酸＝(3S)-1-ベンジルピロリ
ジン-3-イル

④⑫ メタンスルホン酸＝(S)-1-メチルブチル

④⑬ (2S,4R)-4-メチルスルホニルオキシ-2-メ
トキシカルボニルピロリジン-1-カルボン酸＝
4-ニトロベンジル

④⑭ 3-(2-メトキシエチル)-1,1-ジメチル-2-メチリ
デン-1,2-ジヒドロベンゾ [e] インドール

◆変異原性が認められた既存化学物質

① 2-アミノ-4-クロロフェノール

② 4-アミノフェノール

③ 2-アミノベンゼンチオール

④ アリルアルコール

⑤ 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール

⑥ 3-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸

⑦ ヒドロキノン

⑧ 1-ブロモブタン

⑨ 2-(1,3-ベンゾジオキソ-5-イル)-4,6-ビス
(トリクロロメチル)-1,3,5-トリアジン

【中央労働災害防止協会・安全衛生情報センター
ホームページ：

[http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/
hor1-47/hor1-47-7-1-0.htm](http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-47/hor1-47-7-1-0.htm)】

3) 「健康障害を防止するための指針」に関する公示

厚生労働省告示第287号（平成18年3月31日付
官報）により、労働安全衛生法第28条第3項の規
定に基づく化学物質による労働者の健康障害を防
止するための指針が以下に示す5物質について策
定され公示されました。

① 2,3-エポキシ-1-プロパノール

② キノリン及びその塩

③ 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン

④ ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン一水

和物

⑤ 2-ブテナール

【日本化学工業協会ホームページ：

[http://www.nikkakyo.org/upload/1739_1868.
pdf](http://www.nikkakyo.org/upload/1739_1868.pdf)】

2. 化審法（「第一種監視化学物質」の指定）

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号（平
成18年1月13日付官報）により、以下の3品目が
第一種監視化学物質に指定されました。

① トリエチルピフェニル

② N,N-ジシクロヘキシル-1,3-ベンゾチアゾ-
ル-2-スルフェンアミド

③ 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-
6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール

【経済産業省ホームページ：

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical_
management/kasinhou/a9/ikkan060113.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/a9/ikkan060113.pdf)】

3. 水質汚濁防止法

環境省令第2号（平成18年1月31日付官報）によ
り、平成5年総理府令第54号で定められたセレ
ン及びその化合物の暫定排水基準が平成18年1月
31日に期限切れとなることから、3年間（平成21
年1月31日まで）の暫定排出基準（0.3mg/L）の適
用延長が行なわれました。

施行日：平成18年2月1日

【環境省ホームページ：

[http://www.env.go.jp/press/press.php?
serial=6778](http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6778)】

4. 麻薬及び向精神薬取締法

政令第59号（平成18年3月23日付官報）により、
以下の物質が麻薬に指定されました。

① 2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロ
ヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類

② 2,5-ジメトキシ-4-(プロピルチオ)フェネチル
アミン及びその塩類

③ N-メチル- α -エチル-3,4-(メチレンジオキシ)
フェネチルアミン（別名MBDB）及びその塩類

施行日：平成18年4月22日

【日本化学工業協会ホームページ：

http://www.nikkakyo.org/upload/1737_1865.pdf】

5. 毒物及び劇物取締法

政令第176号(平成18年4月21日付官報)により、以下のとおり毒劇物の除外および指定がなされました。

◆毒物から除外されたもの

①三塩化チタン及びこれを含有する製剤

※劇物に指定

◆劇物に指定されたもの

①三塩化チタン及びこれを含有する製剤

②3,6,9- トリアザウンデカン-1,11- ジアミン及びこれを含有する製剤

③2-tert- ブチル-5- メチルフェノール及びこれを含有する製剤

④ヘキサン-1,6-ジアミン及びこれを含有する製剤

◆劇物から除外されたもの

①1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-[メチル(プロップ-2-イン-1-イル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤

②4-シアノ-3,5-ジフルオロフェニル=4-ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤

③2,6-ジフルオロ-4-(5-プロピルピリミジン-2-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

④2-メトキシエチル=(RS)-2-(4-tert-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパノアート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤

施行日：平成18年5月1日

(但し、劇物の除外は公布日から施行)

【日本化学工業協会ホームページ：

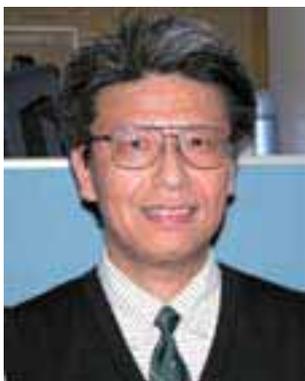
http://www.nikkakyo.org/upload/1760_1897.pdf】

以上

情報コーナー

国立医薬品食品衛生研究所

国立医薬品食品衛生研究所 (NIHS=The National Institute of Health Sciences) は、医薬品や食品、生活環境中に存在する多くの化学物質について、その品質、安全性、有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行っています。今回訪問した安全情報部は、医薬品・食品・化学物質の安全性に関する国内外の情報収集ならびに独自のデータベースを作成し、試験・研究を支援するとともに、国際機関との協力を行っています。試薬メーカー各社がMSDS(Material Safety Data Sheet;安全性データシート)を作成したり、食品や医薬品の安全性情報を収集する際に有用な情報をホームページなどを通じて公開しています。安全情報部の森田健主任研究官にお話を伺いました。



国立医薬品食品衛生研究所
安全情報部主任研究官

森田 健

国立医薬品食品衛生研究所は、明治7年（1874年）に医薬品試験機関として発足した我が国で最も古い国立試験研究機関です。医薬品や食品、生活環境中に存在する多くの化学物質について、その品質、安全性、有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行っています。それらの成果は主に厚生行政に反映され、国民の健康と生活環境を維持・向上させることに役立っています。現在、研究所には17の部門と安全性生物試験研究センターがあり、薬学、獣医学、医学、農学、化学、理学、工学、生物学、栄養学など各分野の専門家が従事しています。

今日ご紹介する安全情報部は、医薬品・食品・化学物質の安全性に関する情報の収集、解析、評価及び提供を行っています。医薬品安全情報を扱う第1室、食品微生物安全情報を扱う第2室、食

品中化学物質安全情報を扱う第3室、一般化学物質安全情報を扱う第4室、所内のネットワークとシステム構築を行う第5室からなります。

試薬業界の方々と特に関係が深いと思われる“化学物質安全情報”に関しては、国際協力事業であるIPCS（国際化学物質安全性計画）に参画し、評価文書や安全性カードの作成を行っています。食品と医薬品に関しては、国際機関や海外規制機関からの安全情報および学術情報を「食品安全情報」や「医薬品安全性情報」として定期的に発行するとともに、ホームページで提供しています。

まず、化学物質安全情報についてご説明します。IPCSとはWHO（世界保健機関）を主体にUNEP（国連環境計画）、ILO（国際労働機関）を加えた3機関の共同事業です。そこに参画して、環境保健クライテリア（EHC）、国際簡潔化学物質評価文書



(CICAD)、国際化学物質安全性カード (ICSC) と
いった化学物質の安全性に関する文書を作成して
います。

[MSDS作成のベースとなるICSC]

私の所属している第4室ではICSC (原文およ
び翻訳版)の作成に携わっています。ICSCは、工
場、農業、建設業、その他の作業場で使用する化
学物質の健康や安全に関する重要な情報を簡潔に

まとめたものです。ICSCは国際的なものなので
英文で作成されていますが、それを日本語に翻訳
してホームページ (www.nihs.go.jp) で閲覧できる
ようにしています。

化学企業は、化学物質を取り扱う労働現場の安
全衛生に留意しなければならないとともに、化学
品を製造販売するときにMSDSを作成し、添付
する必要があります。ICSCは化学物質の性質に

関する基本的情報提供手段
で、管理者及び労働者に有
益であるとともに、MSDSを
作成する上での基礎となる
情報です。それぞれの化学
物質の有害性情報や危険性
情報を簡潔にまとめて安全
に取り扱うためのガイドと
なるようなものだとご理解
いただければよいと思いま
す。試薬メーカーの方々も
この情報を利用して、
自社の労働安全衛生や化学
品のMSDS作成に役立てる
ことができます。ICSCのサ



国際化学物質安全性カード (ICSC) <http://www.nihs.go.jp/ICSC/>

イトに入り、物質名、ICSC番号、CAS番号のいずれかを入力すれば、その物質の引火性や爆発性、身体へ曝露(作業中の曝露)したときの応急措置や消火薬剤などがわかるようになっていきます。また今後、毒劇物に指定したほうが良い物質、例えば国連や諸外国で毒性があることが知られていて日本では規制されていないような物質についても情報収集して、毒劇物指定に関する情報整備のサポートもしています。

[2年後にはGHS分類も整備]

これから取り組もうとしていることですが、GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)分類にこのICSCを利用できないかと考えています。GHS分類とは、国連が進めている国際的に調和された化学物質の分類と表示方法です。家庭用の塗料や洗剤などについて危険有害性を分類して世界的統一基準で分類してマークでわかりやすく表示していこうという政策で、国際的には2008年の完成をめざしています。一般的な消費者にわたる製品について、個々の成分について危険性の情報を分類します。大手企業は自社で試験して毒性データなどを集めることができると思うのですが、小規模のメーカーとなりますとなかなか自社で全てはできないので、どこに情報をとりにいけばよいかといったことも含めてわかりやすくサポートできるようなものを今後3年間で作りたくて考えています。それをホームページや印刷物などで提供していくことを考えています。

[CICADとEHCもホームページで閲覧可能]

国際簡潔化学物質評価文書(CICAD)と環境保健クライテリア(EHC)もホームページで閲覧できます。CICADは、各国ですでにリスク評価が行われている物質について、その成果を国際的に共有することを目的として、1998年から作成が開始されました。CICADの対象化学物質は医薬品、農薬を除き、工業化学物質、環境汚染物質などで、これまでに66物質について国際評価文書が作成されています。当部は日本の担当機関とし

てCICAD原案の作成を行うとともに、CICAD全文(一部要約)およびEHC要約を翻訳し、ホームページに掲載しています。

[食品安全情報と医薬品安全性情報]

次に、食品安全情報についてご説明します。食の安全性に関してはここ数年、BSE、外国産野菜の残留農薬、無登録農薬や指定外食品添加物の違法使用、ダイエット用健康食品による健康被害など、多くの問題が発生し、国民の「食」への信頼が大きく揺らぎました。こうした中で国際機関や外国の公的機関等が発信する新しい情報をモニターし、日本語要約を「食品安全情報」としてホームページに隔週掲載しています。食品中の病原微生物に関する安全情報を扱う第2室では、サルモネラ菌等の食中毒菌、BSE(牛海綿状脳症)、鳥インフルエンザなどを対象に、食品中の化学物質に関する安全情報を扱う第3室では、食品添加物、残留農薬、重金属、カビ毒、遺伝子組換え食品、食品アレルギーなどを対象に、発生している問題、新たな科学的知見や規制情報などの海外情報を収集しています。

医薬品安全情報については第1室が担当しています。ライフサイエンスやバイオテクノロジーの進歩に伴い、近年、モノクローナル抗体医薬品やCOX2選択的阻害剤等の新しい医薬品も多く使用されるようになってきていますが、これらの新しい医薬品の副作用については、従来の知識からは予想困難なものも多くあります。医薬品は適切に使用されれば、生活の質の向上に大きく貢献しますが、いくつかの薬害の例で明らかのように、医薬品が大きな健康被害をもたらすこともあります。第1室では、WHO、米国食品医薬品局(FDA)、英国医薬品庁(MHRA)等の国際機関や海外の医薬品規制機関から発出される新しい情報を収集し、これらを日本語で「医薬品安全性情報」としてホームページに隔週掲載しています。日本では未承認の医薬品に関する情報も含めて紹介しています。

【試薬業界のみなさまへ】

試薬業界をはじめとする化学品産業は、今、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals；化学品の分類および表示に関する世界調和システム）という大きな転換期を迎えているといえます。GHSの目的は、化学物質の危険性と有害性を分類し、その情報を消費者、労働者、輸送担当者ならびに緊急時対応者に伝えることで、その化学品の物理

化学的危険性（16項目）、健康有害性（10項目）および環境有害性（1項目）を特定し、表示しなければなりません。加えて、MSDSや注意書きの作成もあります。これらに対応するのはかなり大変なことと思いますが、化学物質の正しい取扱い、ひいては公衆衛生の向上に役立つものですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。私達も、必要な安全情報を的確に提供できるよう努めていきたいと考えています。



国立医薬品食品衛生研究所
〒158-8501 東京都世田谷区上用賀 1-18-1
TEL:03-3700-1141 FAX:03-3707-6950
<http://www.nihs.go.jp/index-j.html>

【交通アクセス】
東急田園都市線桜新町駅より徒歩約10分
東急田園都市線用賀駅より徒歩約13分

はじめに

地球温暖化防止に関する京都議定書の発効、昨今の世界的なエネルギー需給の逼迫等、最近のエネルギーを巡る諸情勢を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、平成18年4月1日に施行されます。その内容は次のように規定される予定ですので、事業者において必要な手続の概要について紹介いたします。

なお、改正内容の詳細については、資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。(http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/save02.htm)

1. 工場・事業場に係る措置の概要

エネルギー管理指定工場の指定について、従前の熱と電気の区分を廃止し、熱と電気を合算した使用量が一定以上（第1種3,000kl以上、第2種1,500kl以上）の工場・事業場が指定されることとなります。

指定に際しては、既に指定されていた工場・事業場も含め、改正法施行後改めて、エネルギー消費等の報告（エネルギー使用状況届出書）を平成18年4月末までに地方経済産業局へ提出する必要があり、これに基づき、指定がなされます（平成18年4月以降）。

第1種エネルギー管理指定工場については、熱と電気両方の専門的知識を備えたエネルギー管理士の資格保持者の選任とその届出が必要となります。

第2種エネルギー管理指定工場については、熱と電気両方の知識に関する講習を受講したエネルギー管理員の選任とその届出が必要となります。

2. 荷主に係る措置の概要

自らの事業活動に伴って委託あるいは自ら輸送している貨物の輸送量が3,000万トンキロ以上の事業者（全業種対象）を特定荷主として指定し、毎年度、定期報告書及び計画書の提出を求めます。

特定荷主に該当する場合には、トンキロの報告（輸送量届出書）を平成19年4月末までに地方経済産業局へ提出する必要があり、これに基づき、指

定がなされます（平成19年4月以降）。

まずは、平成18年4月1日から、自社の輸送量（トンキロ：平成18年度実績）を把握してください。

3. 輸送事業者に係る措置の概要

国内の各地間において、他人又は自らの貨物を輸送している者及び旅客を輸送している者のうち、輸送区分ごとに保有する輸送能力が一定基準以上（鉄道300両、トラック200台、バス200台、タクシー350台、船舶2万総トン（総船腹量）、航空9千トン（総最大離陸重量））である者を特定輸送事業者として指定し、毎年度、省エネ計画及び定期報告の提出を求めます。

特定輸送事業者に該当する場合には、平成17年度末の輸送能力を地方運輸局へ提出する必要があり、これに基づき、指定がなされます（平成18年4月以降）。

なお、輸送事業者には、自家物流を行っている事業者も含まれます。

4. 住宅・建築物に係る措置の概要

床面積2,000㎡以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合の都道府県等への省エネルギー措置の届出に、外壁等の大規模修繕・模様替や設備の設置・大規模改修を行う場合が追加されることとなります。

床面積2,000㎡以上の住宅についても、非住宅建築物と同様に、新築・増改築、大規模修繕等を行う場合に、都道府県等への届出が必要となります。

平成15年4月以降に届出を行った建築物については、定期的に省エネルギー措置に関する維持保全の状況を都道府県等に報告することが必要となります。

お問い合わせ先

(1・2について) 資源エネルギー庁省エネルギー対策課(03-3501-9726)

(3について) 国土交通省総合政策局環境・海洋課(03-5253-8264)

(4について) 国土交通省住宅局住宅生産課(03-5253-8510)

建築指導課(03-5253-8513)

独立行政法人製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター計画課標準物質室

朝海 敏昭

JIS K 8005容量分析用標準物質は、日本工業規格 (JIS) や日本薬局方等の各種の試験規格で引用されているほか、広く一般の化学実験の中和滴定、酸化還元滴定、錯滴定等に用いられてきています。JIS K 8005では、11の物質について規定されていますが、これらの物質により調製され、あるいはこれらの物質を用いて標定される滴定用溶液は数十種類にもなります。11物質のうち、亜鉛、銅、ふっ化ナトリウムの3物質は、JISに規定される試験方法により純度を求められますが、残る8物質は、容量分析用基準物質により純度を測定することになっています。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、JIS K 8005の全ての物質について製造事業者からの依頼検査により純度の値を付与しています。また、純度の値が規格値に合格したのものについては、認証書を発行し封かん（容器の口部に紙を貼付し開封を防止すること）を行ってきました。

容量分析用標準物質の品質を保証する方法につきましては、様々な検討を重ねているところですが、平成18年4月1日には、依頼検査方法の変更を行いました。

その概要は、次のようになっています。

1. 実施時期 平成18年4月1日
2. 変更内容

(1) 受付窓口の集約

機構本所（東京）及び各支所が所管する地域の依頼の受付窓口を行ってきましたが、機構化学物質管理センター計画課標準物質室（東京）に集約しました。

(2) 封かん紙の廃止

機構職員立ち会いにより、検査合格品1本ごとに行われていた封かんを廃止し、封か

ん紙も同時に廃止しました。

- (3) 機構中部支所による認証書発行業務の廃止と合格ロット毎に1枚の認証書の発行
認証書発行申請がなくても1回の検査依頼につき1枚の認証書を化学物質管理センター所長名で発行するとともに供給機関名の認証書への記載を廃止しました。また、認証書は複製と分かる形での複製を許可しています。

経過措置として、平成17年度以前に検査依頼の受付をした依頼品につきましては、従来どおり中部支所宛に認証書発行の申請があれば、18年度中に限り従来どおりの認証書を発行します。なお、亜鉛は従来どおり認証書を発行しません。

機構ホームページにも同様のお知らせを行っています。（製品評価技術基盤機構ホームページ <http://www.safe.nite.go.jp/>）ご質問がありましたら機構までお願いします。